

令和7年の有明海アサリ資源の課題に関する技術小委員会  
設置要領

(名 称)

第1条 本会は、有明海漁場環境改善連絡協議会 規約第8条6項に基づき設置し、令和7年の有明海アサリ資源の課題に関する技術小委員会(以下「技術小委」という。)と称する。

(目 的)

第2条 技術小委は、令和6年から令和7年にかけて有明海において生じたアサリ推定資源量の減少について、科学的な観点から検証するとともに対応策を検討し、その結果を有明海漁場環境改善連絡協議会に報告することを目的とする。

(検討事項)

第3条 技術小委は、次の事項について検証及び検討を行う。

- ① 令和6年から令和7年にかけて生じた推定資源量の減少
- ② 資源回復に向けた対応策
- ③ その他必要な事項

(構 成)

第4条 技術小委の構成は、別表とする。

(技術小委の期間及び委員の任期)

第5条 技術小委の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。  
2. 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 技術小委に委員長を置く。  
2. 委員長は、委員の互選とする。  
3. 委員長は、技術小委を代表し、会務を総括する。  
4. 委員長に事故のあるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

(開 催)

第7条 技術小委は、委員長が招集する。ただし、初回は事務局が招集し、委員長の互選までの進行を行う。  
2. 技術小委は委員長が必要と認めた場合には、関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。  
3. 技術小委は、原則として非公開とする。  
4. 技術小委の資料及び議事要旨は、開催後、委員等の確認を経た上で公表する。ただし、技術小委において非公表とすることが適当と認めるものについては、この限りでない。また、議事要旨における発言者の氏名は非公表とする。

(事務局)

第8条 技術小委の事務局は、九州農政局に置く。  
2. 事務局は技術小委に必要な事務を処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、技術小委の運営に関し必要な事項は、技術小委に諮って定める。

附則

本規約は、令和8年3月24日から施行する。

本規約は、令和8年5月22日から改正する。

別表

技術小委の構成

| 委員名等  | 所 属 等  |
|-------|--|
| 鳥羽 光晴 | 東京海洋大学 海の研究戦略マネジメント機構 客員教授                           |
| 松山 幸彦 | 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所<br>環境・基盤部門 沿岸生態システム部 主幹研究員 |
| 福岡県   | 水産海洋技術センター 有明海研究所 資源増殖課長                             |
| 〃     | 農林水産部 水産局 漁業管理課 課長技術補佐                               |
| 佐賀県   | 有明水産振興センター 副所長                                       |
| 〃     | 農林水産部 水産課 副課長  |
| 長崎県   | 総合水産試験場 技術開発推進部 部長                                   |
| 〃     | 水産部 漁港漁場課 課長補佐                                       |
| 熊本県   | 水産研究センター 浅海干潟研究部長                                    |
| 〃     | 農林水産部 水産局 水産振興課 課長補佐                                 |
| 農村振興局 | 農村振興局 整備部 農地資源課 課長補佐                                 |
| 水産庁   | 増殖推進部 栽培養殖課 課長補佐                                     |
| 〃     | 〃 研究指導課 課長補佐   |

事務局

|       | 所 属 等            |
|-------|------------------|
| 九州農政局 | 農村振興部 農地整備課 課長   |
| 〃     | 〃 課長補佐           |
| 〃     | 〃 有明海振興係長        |
| 〃     | 〃 農業水利システム再編計画係長 |